被相続人居住用家屋確認申請

必要書類　一覧　　A4サイズでの提出をお願いします。

チェック	書　類	どこで入手？
	お亡くなりになった方の住民票（除票住民票）	市役所　市民課
	申請者様の住民票 （その家屋に住んでいなかったことを確認するため、解体後の発行日のもの）	
	土地売買契約書のコピー （印紙が貼付されているもののコピーをお願いします）	ご自分のもの
	土地全部事項証明書 （買手への所有権移転日が記載されているもの）	・金沢地方法務局 （新神田合同庁舎内） ・オンラインのものでも可 （仲介不動産業者に依頼）
	建物閉鎖事項証明書 （新築日と解体日の記載されているもの）	
	ガスか、水道の使用休止届出書等 あるいは電気の最終月の領収書（停止日記載） （死後～家屋解体日の間に、何らかのライフライン停止が確認できるもの）	水道は 金沢市企業局コールセンター （076-220-2555）
	建物解体後の更地の写真 （日付を入れて下さい、手書きでも大丈夫）	
	申請者様が直接来所（郵送）される場合 →身分証明書の写し 代理の方が来所（郵送）される場合 →委任状	・身分証明書 （運転免許証等） ・委任状 （建築指導課　空き家活用室）

担当：　金沢市　建築指導課　空き家活用室（金沢市第一本庁舎3階）
920-8577　金沢市広坂１－１－１
TEL ：　076-220-2136